

大刀洗町告示第23号

平成25年第12回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成25年 5月29日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成25年 6月12日

2 場 所 大刀洗町議会議場

---

○開会日に応招した議員

平田 信將

黒木 徳勝

後藤 晴一

平山 賢治

山田 英敏

林 威範

安丸眞一郎

花等 順子

平田 一成

森田 勝典

山内 剛

長野 正明

---

○応招しなかった議員

---

議事日程 (第1号)

平成25年 6月12日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③第38回町村議会議長・副議長研修会の報告

④委員会所管事務調査の報告

⑤平成24年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑥大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑦株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑧大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 同意第1号 教育委員会委員の任命について

日程第6 承認第1号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること  
について

日程第7 議案第34号 大刀洗町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第8 議案第35号 大刀洗町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について

日程第9 議案第36号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第37号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

日程第11 議案第38号 大刀洗町ネットワーク統合及び端末機器更新契約の締結について

日程第12 議案第39号 町道路線の認定について

日程第13 議案第40号 町道路線の変更について

日程第14 議案第42号 平成25年度大刀洗町一般会計補正予算 (第1号) について



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③第38回町村議会議長・副議長研修会の報告

④委員会所管事務調査の報告

⑤平成24年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑥大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑦株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑧大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 同意第1号 教育委員会委員の任命について

日程第6 承認第1号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第7 議案第34号 大刀洗町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第8 議案第35号 大刀洗町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について

日程第9 議案第36号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第37号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第38号 大刀洗町ネットワーク統合及び端末機器更新契約の締結について

日程第12 議案第39号 町道路線の認定について

日程第13 議案第40号 町道路線の変更について

日程第14 議案第42号 平成25年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

出席議員（12名）

1 番	平田 信將	2 番	黒木 徳勝
3 番	後藤 晴一	4 番	平山 賢治
5 番	山田 英敏	6 番	林 威範
7 番	安丸眞一郎	8 番	花等 順子
9 番	平田 一成	10 番	森田 勝典
11 番	山内 剛	12 番	長野 正明

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 今村 敏則

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	山本 浩
税務課長	……………	東 義一	健康福祉課長	……………	渡邊 康弘
企画財政課長	……………	久次 桂二	産業課長	……………	矢野 孝一
建設課長	……………	重松 俊一	学校教育課長	……………	大浦 克司
会計課長	……………	須山りつ子	生涯学習課長	……………	福永 康雄
住民課長	……………	川原 久明	総務課主幹	……………	高良 朝子
総務企画係長	……………	田中 豊和	財政係長	……………	平田 栄一
監査委員	……………	棚町 和幸			

---

開会 開議午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さんおはようございます。ただいまから、平成25年第12回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、平成25年5月10日の全員協議会において、林議員より議場、委員会へのタブレットの持ち込みの提案がございました。それで全員協議会で協議しました結果、6月議会よりタブレット端末の持ち込みを試行することを申し合わせをいたしました。

なお、このタブレット端末の使用については、正当に活用するというのが目的で、録音もしくは情報等を外部に発信するということはないという申し合わせ事項も決めております。それで6月議会で試行いたしまして問題がなければ、本格的に持ち込みを認めるということにしたいと思っております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（長野 正明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番、平山賢治議員、5番、山田英敏議員を指名いたします。

---

#### 日程第2. 会期の決定について

○議長（長野 正明） 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。平田一成委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（平田 一成） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の平田一成でございます。

6月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成25年5月31日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。長野議長及び執行者側から安丸町長、佐藤副町長、山本総務課長の出席を得て協議をいたしました。

会期及び会期日程表をごらんいただきたいと思います。議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は6月12日から19日までの8日間と決定いたしました。

会期8日間の内容でございますが、まず、本日は議事日程に従って順次議案を上程し、議案審

議を進めていただきまして、本議会散会后、全員協議会を開催させていただきます。

13日木曜は休会といたします。14日金曜は総務文教厚生委員会を開催し、請願の審査をいたします。15日土曜は休会といたします。

16日日曜は本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

17日月曜、18日火曜は休会といたします。

19日水曜は、本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

そして先日、議運を開きまして、本定例会より視察及び研修等の報告を本会議において委員長より報告をするように決定をいたしました。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますよう、ここをお願いをいたしまして報告を終わります。

○議長（長野 正明） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から6月19日までの8日間にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの8日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（長野 正明） 日程第3、諸報告を行います。

請願等の報告を行います。まず、請願付託表を朗読願います。高良主幹。

[総務課主幹朗読]

.....  
請願第1号 年金2.5%の削減中止を求める請願書  
.....

○議長（長野 正明） 本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

.....  
平成25年第12回大刀洗町議会定例会  
請願等付託表

平成25年6月12日

請願、陳情の別	件名	付託委員会名
請願 第1号	年金2.5%の削減中止を求める請願書	総務文教厚生委員会

.....

○議長（長野 正明） また、陳情の提出が1件ありましたが、配付のみの取り扱いとすることにしたしました。御了承ください。

次に、監査委員より、平成25年3月分、4月分、5月分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、第38回町村議会議長・副議長研修会の報告をいたします。

去る5月28日、29日の2日間、東京メルパルクホールにおいて全国町村議会正副議長研修会が行われ、私と山内副議長が出席をいたしました。

これからの町村議会のあり方について、北海道鹿追町、岩手県西和賀町、茨城県大洗町、兵庫県播磨町の各議会の改革活性化への取り組みについての活動報告がありました。また、基調講演の中で、平成の合併が一段落ついたところではありますが、道州制の議論の中で、さらなる合併が推進されるであろうということで、今後、合併吸収される周辺部の町村は疲弊し、寂れていくであろうというお話でありました。

ちなみに基礎自治体の内容もよくわからない道州制には、全国町村議会議長会は反対の立場であります。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。総務文教厚生委員会より報告があります。

花等順子委員長、登壇して報告をお願いします。花等議員。

○総務文教厚生委員長（花等 順子） おはようございます。総務文教厚生委員会の委員長報告をいたします。

総務文教厚生委員会では、昨年鹿児島県の志布志市のごみ政策を視察いたしました。志布志市周辺の自治体では、焼却場をつくらないでごみ処理をする方法を検討し、徹底したごみ分別とリサイクルでごみ処理を行っております。職員のやる気と情熱が市長を動かし、市民の意識改革をしていったそうです。このことをきっかけに25年度は、委員会において本町のごみ政策を調査研究することにしました。

4月23日、委員会を開き、調査研究の内容と日程を決めました。

5月22日、循環のまちづくりを進めている大木町の視察を行いました。議長と担当課長、職員も同行いただきました。大木町は焼却場も持たず、下水道もつくらずに循環センターくるるんで生ごみの処理や、し尿処理を行っておりますので大刀洗町とは処理方法が違っていますが、ごみへの考え方、政策は大変参考になりました。

ごみゼロへの挑戦を続ける大木町は、町民の意識も高く、24年2月に実施された全世帯アンケートによりますと、雑紙類の分別は「ほとんどする」が63%、「ある程度する」が30%、合計93%です。プラスチックの分別は「ほとんどする」が66%、「ある程度する」が29%、合計95%です。23年10月から始まった紙おむつの回収率は72%だそうです。「町民の力



はすごいです」と事もなげに言われる担当者の言葉に感銘を受けました。

5月29日、午前10時から大刀洗町のごみ事情を生活環境係から報告を受けました。大刀洗町のサンポートへの搬入量は、可燃ごみはここ数年変化はありませんが、粗大ごみは増加傾向にあり、資源ごみは減少の傾向にあるのは気になるところです。

午後からは本郷の草分にある三輪産業の作業場を見学し、社長や担当責任者と意見交換を行いました。もちろん担当係長、職員も同席いただきました。作業場では資源回収したペットボトルやトレイなど全品を袋から出して汚れを拭き取り、たばこが入った缶などを切って処理したりと再分別が行われておりました。意見交換では、生ごみの回収の苦労や配慮などお聞きいたしました。今の課題はカラス対策のようです。

6月25日にはサンポートを視察し、9月議会までには調査研究したことをまとめ、改善点を委員会提言したいと考えております。

以上で総務文教厚生委員会の報告を終わります。

**○議長（長野 正明）** 平成24年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、大刀洗町土地開発公社及び株式会社たちあらい、大刀洗町社会福祉協議会の経営状況報告書の提出がありましたので、お手元に配付をいたしております。

なお、報告書の内容につきましては、本日議会散会后、全員協議会を開き、説明を願うことといたします。御了承願います。

これで議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

**○町長（安丸 国勝）** 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成25年第12回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、福岡管区気象台では5月27日午前、九州北部地方が梅雨入りしたとみられると発表いたしました。昨年は、7月14日未明からの集中豪雨で筑後川、小石原川などの河川の水位が軒並み上昇し、特に筑後川の片ノ瀬橋水位観測所では氾濫危険水位の8.5メートルを大きく上回る観測史上最高の10.07メートルの水位を記録いたしました。この増水の影響で小石原川や二又川が溢水したことにより、西原・菅野・床島地区の一角が浸水し、床上・床下浸水28棟、農産物被害1億円強の大きな被害が発生いたしました。

しかしながら、そういった状況の中、人的被害という最悪の事態を免れることができたことは、地域の皆様や地元消防団の方々を初め多くの方々の御協力によるものと深く感謝をいたします。

近年においては、梅雨時期にかかわらずゲリラ豪雨による災害が各地で多く発生しております。

当町においては水害に備えるべく、去る4月21日に三井消防署指導のもと大刀洗町消防団と町職員による合同水防訓練を実施したところでございます。

また、9月1日には、小郡市と合同で豪雨や台風、地震災害などを想定した小郡・大刀洗地域防災訓練を大刀洗運動公園で実施する予定でございます。

皆様御承知のとおり、現在町内4校区に自主防災会が組織されているところですが、水害などを想定した図上訓練などが例年実施されていると伺っております。町としましては、地域ぐるみで支え合う共助のまちづくりを引き続き支援するとともに、水防計画、地域防災計画などに基づく訓練を重ねながら、なお一層万全を期して住民の皆様の安全・安心に努めてまいり所存でございます。

さて、昨年12月26日に第2次安倍内閣が発足し、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を柱とする経済政策、いわゆるアベノミクスが展開されておりまして、「2012年補正予算による財政出動」、「日銀の大胆な金融緩和」に続き第3の矢として成長戦略の素案が提示されたところでございます。「医療、エネルギーなどの有望市場を開拓し、国内総生産成長率を今後10年間の平均で名目3%、実質2%にすることを目指す」とのことです。

いずれにしましても、住民が安心して暮らせる社会実現のため実行ある対策を進めてほしいものと願うところでして、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

本年度も3カ月を過ぎようとしておりますが、前年度からの繰り越し事業である大刀洗斎場ふるさとの、近隣住民の皆様を始め多くの方々の御理解と御協力のもと完成いたしました。

去る5月25、26日に施設の一般公開を実施し、6月1日から指定管理者による営業を開始したところでございます。多くの皆様に安心して選んでいただける質の高い葬儀を提供できるよう、町としても全面的に支援してまいり所存でございます。

今回お願いする補正予算の主な内容は、緊急減災・防災事業債などを活用した庁舎の耐震・大規模改修工事、地域の元気臨時交付金などを活用した健康管理センター改修工事、菊池小学校給食棟・北東便所改修工事及びドリームセンター屋根外壁改修工事などを計上させていただいております。

平成24年度の決算状況については、全ての会計において黒字決算で財政運営できたところでございますが、詳細については監査委員の決算審査後の議会において報告をさせていただきたいと思っております。

なお、皆様御承知のとおり、国から地方公務員の給与減額支給措置について要請がっておりますが、このことについて当町の対応方針を説明させていただきたいと思っております。

まず、1点目として、今回の要請が地方自治の本旨をないがしろにする地方公務員の賃金決定

への不当な介入であること、また2点目として、国に先立ち、かつ他の団体と比して積極的な行財政改革や職員数の削減を実施してきたことなどを総合的に勘案し、国の要請による給与削減は実施しないことを考えております。

具体的に言いますと、市町村の財政状況を計る手段として類似団体比較カードというものがありますが、これは人口や産業構造などが似通った団体を分別し、各種指標について類似団体と比較したものでございます。このカードについて当町の平成23年度比較状況を見てみますと、人口1,000人当たり職員数は類似団体の54.7%、人口1人当たりの職員給与の額は類似団体の63.8%でございます。このような状況の中で、国の要請による一方的な給与削減を行い職員にさらなる負担を強いることは職場全体の士気にかかわると考えますので、議員及び町民の皆様方におかれましては、以上の事情を御賢察の上、当町の対応方針に御理解賜りますようお願いいたします。

さて、今議会には一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、土地開発公社、株式会社たちあらい及び社会福祉協議会の経営状況の報告、大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、人権擁護委員候補者の推薦について、教育委員会委員の任命について、条例の制定2件、条例の一部を改正する条例の制定について2件、大刀洗町ネットワーク統合及び端末機器更新契約の締結、町道路線の認定及び変更、一般会計補正予算などを提案いたしております。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（長野 正明） 日程第4、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良主幹。

[総務課主幹朗読]

.....  
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
.....

○議長（長野 正明） 提出者の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） おはようございます、総務課の山本でございます。それでは、諮問第

2号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由及び内容の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条の規定に基づきまして、法務大臣が委嘱します。また、町長は、法務大臣に対して議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとあります。このため議会の意見を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。先ほど朗読のとおり、住所は大刀洗町大字高樋2324番地25、氏名は福村千代美、昭和25年12月29日生まれでございます。

裏面のほうに履歴書を添付しておりますので、裏面のほうをお開きください。平成22年の10月1日より人権擁護委員をしていただいております。今回平成25年9月30日付で任期満了となりますので、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦するものでございます。

御同意いただいた後の任期期間でございますけれども、平成25年10月1日から平成28年9月30日までとなっております。議員の皆様の御理解よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） 本件については、議会の意見を求めるという規定になっております。

質疑、討論を省略いたします。

---

#### 日程第5. 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（長野 正明） 日程第5、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良主幹。

[総務課主幹朗読]

同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（長野 正明） 提出者の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） それでは、同意第1号の教育委員会委員の任命について提案理由及び内容について御説明申し上げます。

朗読がございましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に委員の選任につきましては、人格が高潔で教育学術及び文化に関し識見を有するものうちから、町長が議会の同意を得て任命するという規定がございますので、今回議会の同意を求めるものでございます。

住所が、大刀洗町大字本郷891番地1、氏名、安武満子、昭和38年10月2日生まれでございます。

裏面に略歴を書いております。平成19年12月20日に大刀洗町教育委員に就任をされております。その後、平成21年の7月20日から平成25年の7月19日で満了になるため、教育

委員の任命について同意をお願いするものでございます。

御承認いただきました後の任期につきましては、平成25年7月20日から平成29年3月31日までとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 安武委員の履歴によりますと、平成19年12月から教育委員の1期目があっております。安武委員は残任期間だったと思うんですが、その履歴は掲載されなくてよろしいのでしょうか。今度が3期目の就任だと思いますが。

○議長（長野 正明） 大浦学校教育課長。

○学校教育課長（大浦 克司） それでは、花等議員さんの質問にお答えいたします。

その件につきましては、学校教育課大浦のほうから御回答させていただきたいと思います。

この安武委員さんの1期目の就任は、平成19年12月20日からでございます。これの始まりは前任者の残任期間でございました。それで1期目の終了は、平成21年7月19日、1年7カ月の就任でございます。その後、2期目が21年7月20日から今回お願いしてますとおり平成25年7月19日をもって2期目が終了されるところでございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

---

**日程第6 承認第1号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて**

○議長（長野 正明） 日程第6、承認第1号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良主幹。

[総務課主幹朗読]

承認第1号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。東税務課長。

○税務課長（東 義一） 改めて、おはようございます。税務課の東でございます。

それでは、承認第1号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、内容の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

提案理由につきましては、先ほど朗読のとおりでございます。今回の税条例の一部改正であります。これは上位法令であります地方税法等の改正が平成25年3月30日に公布されました。これに伴い大刀洗町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、3月29日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、町税条例の改正の内容について新旧対照表により御説明申し上げます。新旧対照表の6ページをお願いいたします。

まず、第34条第7項の第2項でございます。これにつきましては、寄附金の税額控除をあらわしているところでございます。これはふるさと寄附金の部分ですが、平成25年度から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には所得税を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金にかかわる特別控除額の見直しを行うというのでございます。

これは平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人住民税について、特別控除額の算定に用いる当該所得税の限界税率に復興特別所得税率2.1%を乗じて得た率を加算することとなるよう、所要の読みかえ規定を整備したものでございます。

次に、7ページのほうをお願いいたします。7ページから9ページでございますが、7ページの54条、これは固定資産税の納税義務者でございます。右のほうが旧でございます。真ん中ほどの土地改良事業「(独立行政法人)云々」を新改正によって、これは削るのでございます。

次に、8ページの下の方、特別土地保有税でございます。これは特別土地保有税の納税義務者等について記しているところでございますが、9ページのほうの上段です。これも土地改良事業の「独立行政法人森林総合研究所」等が記載されておりましたけど、今回の改正によって削除されるものでございます。

続きまして、9ページの中段の附則関係でございます。これにつきましては延滞金の割合等の特例でございます。これは現在の低金利の状況を踏まえ、納税者の負担を軽減する観点から国税の見直しにあわせ、延滞金及び還付金の利率の引き下げによるものでございます。

まず1番目に、法定納期限を徒過し、履行遅滞となった納税者に課せられるもの。今までは14.6%の延滞金でございましたけど、今回の改正で9.3%。

2番目に、1カ月以内と、これは納期限1カ月等について納期を施す観点から低い利率でございます。今までは4.3%でございましたけど、3.0%に引き下げでございます。

3番目に、徴収の猶予等。これは事業廃止等による徴収の猶予等の場合は、納税者の納付能力に配慮し軽減という形でございます。それと災害、病気等の場合については、全額免除という形

でございます。今までは4.3%でございましたけど、それを2.0%へ引き下げること  
でございます。

4番目に、これ還付金でございます。地方公共団体から納税者へ還付する金額  
でございますが、還付金等に付される利息でございますが、4.3%を2.0%に  
引き下げることでございます。

次の10ページの上段でございます。これにつきましては新設となっております。  
具体的に申し上げますと特定基準割合ですね。これが国内銀行の貸出約定平均  
金利が1%を加算した割合とするということを謳っているところでございま  
す。

次に、4条でございます。これは納期限の延長にかかわる延滞金の特例で  
ございます。右のほうの旧でございますけど、アンダーラインを引いている  
ところが今度の改正によって新たになるという条文の改正でございます。

続きまして、11ページをお願いいたしたいと思います。4条の2、これは  
公益法人等にかかわる町民税の課税の特例でございます。これにつきま  
しても旧の分の下線の分を新のほうの下線の分に改正するという条例改正  
分による条文の改正でございます。

次、11ページの下の方でございます。第7条の3の2でございます。これは  
個人住民税における住宅ローンの控除の延長、各自の改正内容でございま  
す。所得税の住宅ローン控除の適用者、これは26年度から平成29年度  
までの入居者について所得税から控除しきれなかった額を一定控除額の  
範囲内で個人住民税から控除するという形でございます。これにつきましては  
25年度で適用期限が切れるという形で、平成26年1月1日から平成29  
年12月31日までの4年間延長するというところでございます。それとあ  
わせて、平成26年4月以降の控除限度額を拡充すると、そういった内容  
の改正でございます。この措置によって平成24年度以降の住民税の減  
収額については、全額国費で補填するという形になっております。

次に、12ページの中段でございます。寄附金税額控除における控除額  
の特例でございます。これにつきましても附則第5条の5、第2項の下に、  
法附則第5条の2項の規定により「読みかえて適用される場合を含む」と  
いうものを加えるものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたしたいと思います。——済みません、  
失礼しました。12ページのほうをお願いしたいと思います。

12ページの下の方、10条の2でございます。これにつきましては23  
年度附則改正によって改正されておりますが、これは地方税の特例措置  
について国が一律に定めていた内容を自治体が自主的に判断し条例で決  
定できるようにしたものです。これをわがまち特例と言っておりますが、  
現在までに下水法に規定される除害施設、それと雨水貯留浸透施設等が  
わがまち条例に制定されておりましたけど、2つとも当町にあっては該  
当いたしておりません。今度新たに都市再生

特別措置法に規定する管理協定の対象になった備蓄倉庫にかかわる固定資産税及び都市計画税が対象となって、課税標準の特例措置の創設がなされてありますが、本町には都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象になった備蓄倉庫がありませんので該当いたしません。

ちなみに福岡市、北九州市の小倉、黒崎のほうに該当いたしております。

次、13ページのほうお願いいたしたいと思います。13ページの上のほう、17条の2でございます。優良住宅等の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例ということでございます。これにつきましては、優良住宅等の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかわる課税の特例の見直しという形でございます。河川のほうについてが法改正による文言の修正でございます。

次に、附則第22条の2と附則第23条につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例と、住宅借入金と特別税額控除の適用期限等の特例でありまして、いずれも震災時にかかわるものでございます。

続きまして、議案書の4ページのほうをお願いいたします。附則でございます。施行期日、これらの改正は平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行すると。

(1) として、第34条の7、第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定につきましては、平成26年1月1日から施行。

(2) として、附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定、これにつきましては平成27年の1月1日から施行というふうになっております。また、延滞金、町民税、固定資産税に関する経過措置については、改正上の附則第2条以下に記載しているとおりでございます。

以上で承認第1号の提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。御審議の上、承認いただきますようお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第7. 議案第34号 大刀洗町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第7、議案第34号大刀洗町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。



まず、議案を朗読願います。高良主幹。

[総務課主幹朗読]

.....  
議案第34号 大刀洗町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について  
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） おはようございます。健康福祉課の渡邊でございます。

それでは、議案第34号大刀洗町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど読み上げられましたとおりでございますが、先に新型インフルエンザ等対策特別措置法について御説明いたします。

この法律は、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び国民を保護し並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、国におきまして平成24年5月11日付の法律第31号において制定されておきまして、平成25年4月13日から施行をされております。

この法律の中の34条には、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、市町村長は市町村行動計画で定めるところにより、直ちに市町村対策本部を設置しなければならないと規定されております。

この市町村対策本部設置については、第37条において市町村対策本部の設置に関して準用する規定が定められております。また、この37条において準用する規定の中の第26条において、市町村条例への委任の規定が定められております。この規定に基づき大刀洗町で設置する対策本部について条例を制定するものでございます。

なお、市町村行動計画につきましては、都道府県行動計画に基づき作成するとされておりますので、福岡県の行動計画が作成されましたら、直ちに作成することとしております。

それでは、条例本文について御説明いたします。

まず、第1条でございますが、第1条は先ほど御説明ありましたとおり、法律により準用規定を記載して条例設置の趣旨を記載しております。

第2条におきましては、対策本部の組織を記載しております。本部長、副本部長及び本部員等を規定しております。

第3条におきましては、対策本部における会議の設置を規定しております。

次に、第4条におきましては、対策本部の実動部隊であります班の設置について規定をしております。

第5条につきましては、その他の必要事項等について、規則等で規定するためのものがございます。

最後に、附則といたしまして、条例の施行日の設定及び条例適用の期日を記載しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 附則に、「この条例は交付の日から施行し、平成25年4月13日から適用する」という附則がありますが、大刀洗町においては本議会において承認された後の施行となると思うんですが、この25年4月13日というのは国の施行だと思うんですが、さかのぼる必要が何かあるんでしょうか。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） ただいまの質問にお答えいたします。

この日付、4月13日につきましては、国のほうの法律の施行日及び奨励等の施行日にあわせたものでありますので、特にそれ以外の意味はございません。後、町のほうの条例でございますので交付をしてからというふうになりますので、交付の日については記載を入れてないところがございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかに。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 条例が承認された後の施行日になるのではないんですね。どなたか、ここら辺のことが説明ができればいいと思います。

○議長（長野 正明） どなたが答弁をされますか。渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） ただいまの御質問にお答えします。

まず、条例ができましたら交付をして、知らしめて適用するという形になりますので、住民に知らしめる時期が交付になってくるとお思いますので、実際その法律をいつからするか、適用させるのかちゅうのが4月13日からというところで記載しているところでございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

[なし]

○議長（長野 正明） それでは、これで1日目の質疑を終わります。

---

## 日程第8. 議案第35号 大刀洗町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第8、議案第35号大刀洗町営住宅等整備の基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良主幹。

[総務課主幹朗読]

.....

議案第35号 大刀洗町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 建設課の重松と申します。ただいまの議案第35号大刀洗町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について、まず提案理由について御説明いたします。

公営住宅の整備は、国土交通省が定める整備基準に従い行うこととされていましたが、平成23年に施行された地域自主性一括法により公営住宅法の一部が改正をされました。改正内容は、公営住宅の整備基準を国の基準を参考とし、各市町村ごとに整備基準を条例で定めるものと改正をされたため、今回の条例を制定するものでございます。

条文について、第1条から第18条について、内容を御説明します。ページ、1ページからごらんください。

まず、第1条につきましては、公営住宅法の第5条の規定に基づき町が町営住宅の整備基準を定めるものとするものでございます。

第2条、条例の用語の定義は、大刀洗町営住宅管理条例の用語の例とするものでございます。

第3条、町営住宅の整備は、町営住宅と周辺の地域を含めて健全な地域社会を形成するように整備をしなければならないとするものでございます。

第4条、町営住宅の整備は、安全・衛生・美観等を考慮して、さらに入居者にとって便利で快適になるよう住環境を整備するとするものでございます。

第5条、町営住宅等を建設する場合は、設計の標準化や合理的な工法、規格化された資材を使用し、耐久性を確保しつつ費用の縮減を図ることとするものでございます。

第6条、建設場所は、災害、公害の少ない土地を選び、通勤、通学、買い物など利便性を考慮し、敷地の選定をすることとするものでございます。

第7条、建設場所は、軟弱な土地は地盤改良など安全な措置を行い、雨水、排水を有効に処理する施設を設けるものとするものでございます。

第8条、建設をする場合は、日照、通風、採光、開放性、プライバシー保護など住環境を考慮した配置にするものでございます。

第9条、第1項から第5項までございまして、まず第1項が防火・防犯・避難のための適切な措置を行うものとするものでございます。

第2項、外壁、窓は、省エネルギー対策を行うものとするものでございます。

第3項、床、外壁は、遮音対策を行うこととするものでございます。

第4項、梁、柱等の構造物は劣化しにくい対策を行うものとするものでございます。

第5項、給水、排水、ガス管等は、修理、点検をしやすいように設置するとするものでございます。

第10条、第1項、1戸の床面積は25平米以上とするものでございます。

第2項、各戸には、台所、便所、洗面所、浴室、テレビ、アンテナ、電話線等を配置することとするものでございます。

第3項、各戸には、室内のホルムアルデヒド対策として換気扇等を設けることとするものでございます。

第11条、室内は高齢者対策の設備を設けるものとするものでございます。

第12条、階段や通路などの共有部分は、高齢者対策を行うこととするものでございます。

第13条、敷地内には入居者の利便性、安全性を確保した自転車置き場、物置、ゴミ置き場等を設けることとするものでございます。

第14条、町営住宅の規模に応じて利便性、安全性を確保した児童公園を設けるものとするものでございます。

第15条、町営住宅の規模に応じて利便性を考慮した集会所を設けることとするものでございます。

第16条、良好な住環境のため、広場、緑地等を整備するとするものでございます。

第17条、第1項、敷地内の通路は、利便性、安全性、防災など合理的に配置をすることとするものでございます。

第2項、敷地内の階段は、高齢者対策として手すり、スロープ等を設けるものとするものでございます。

第18条、町営住宅の設置基準については、町長が別に定めるとあります。現時点としては、技術的基準の参考資料である国が作成しております住宅の品質管理の促進などに関する法律がありますので、町としては現在この基準を参考にしているため、現在町独自の基準の設定は定めていません。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第9. 議案第36号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第9、議案第36号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良主幹。

[総務課主幹朗読]

.....  
議案第36号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について  
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） それでは、議案第36号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由及び内容について御説明を申し上げます。

先ほど朗読がございましたように大刀洗町課設置条例の一部を改正するものでございまして、名称につきましては新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思いますが、企画財政課を地域振興課のほうに変更するものでございます。

現在町長部局の設置課は、条例規定によりまして総務課、企画財政課、住民課、税務課、建設課、健康福祉課、産業課及び健康福祉課の課を設置しているところでございます。

今回は、大刀洗町の課設置の改正につきましては、機構改革により変更するものでございます。これにつきましては、佐藤副町長を委員長にいたしまして関係課長数名で構成する大刀洗町組織検討委員会を4月30日及び5月8日に開催をして検討をしていたところでございます。

それでは、内容について御説明させていただきたいと思っております。先日お配りしておりますけれども、全員協議会にお配りしました資料と、本日子ども課の「子ども」を漢字にしましたので、こちらのほうも追って説明させていただきたいと思っております。

右側のほうが4月1日現在の課の設置の中身でございます。これにつきましては実質的条例の改正事項でございませんでしたので、一部係等を変更させていただいております。

まず、総務課のほうにつきましては、総務秘書係だったのを秘書係にして総務企画係の中に一部事務のほうを動かしております。企画という名称がついておりますので、この中身についてはもともと財政課にありました企画係の中身をこちらのほうに移行させていただいております。

それから、企画財政課につきましては、地域づくり係であったのを自治振興係というふうに変更させていただいております。

それから、税務課のほうにつきましては、町民税係と固定資産税係という2つの係がありましたが、これを1本に統合しまして課税係というふうに変更させていただいております。

それから、建設課におきましても下水道係がありましたが、これを管理係のほうに統合させていただくと一部の改定を行わせていただいております。

今回、改めまして課の設置を変えるわけでございますけれども、右側のほうに朱書きしているところが今回変更になるところでございます。

総務課のほうに企画財政係にあった財政係をこちらのほうに移管をいたしまして、地域振興課のほうに自治振興係のほかにも総務課のほうにありました消防防災安全係、電算管理係を移管をいたします。

それから、住民課のほうにありました国保医療係につきましては健康福祉課のほうに移管を行います。

今回課の設置条例とは関係ございませんけれども、教育委員会につきましては教育委員会の規則によりまして課の設置となりますので、現在学校教育課というのを子ども課に変更いたしまして、この中に学校教育係、健康福祉課にあった子育て支援係を事務の移管をするものでございます。

内容については、新旧対照表のところにありますように、ごらんいただきたいと思いますが、申しわけありません、新旧対照表じゃなくて全員協議会でお配りしている処務規程の内容でございます。総務企画係につきましては先ほど申しましたように、28番からの企画係が処理しておりました44番までを総務課のほうに移行しております。

それから、自治振興係については、総務課のほうにありました区長会に関するものを既に4月1日で動かしております。

今回消防防災安全係と電算係を現在の企画財政係に移行するわけでございますけれども、これにつきましては今各係で自主防災組織とか、そういうのができ上がっておりますので、地域づくりと一体となって整備していったほうが地域の皆様の協力を得られやすいということで電算係と消防防災係については、今の企画財政課ですけど現在、地域振興課のほうに移管をさせていただくものでございます。

それから、健康福祉課のほうに国保医療係の移管でございますけれども、本来保険と医療と介護というのは一体となってサービスを提供するものだと考えておりますので、この連携ができるように移管をさせていただくものでございます。

それから、子ども課の設置でございますけど、これについては昨年教育長のほうから長野県のほうの子ども課を設置している富士見町のほうに視察に行かれまして、ぜひともゼロ歳から義務教育が終わるまで一元的に教育業務についてはしていきたいという申し出がありましたので、その中身を検討いたしまして今回子育て支援係を教育委員会のほうに事務委任するものでございます。

そのため、現在企画財政課の中に企画係と財政係というのがなくなりますので、地域振興課に変更させていただくものでございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 6月議会に提案されました機構改革ですが、本来であれば3月議会

提案で課の設置条例があるべきではないかと思うんですが、どういう経緯でって言いますか、4月1日に人事異動もあっておりまして、私が思いますのは本来だと3月議会にこれを行った上で人事があるべきではなかったかと思いますが、そこはどうお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 花等議員の質問にお答えいたします。

一般的にはおっしゃるとおり3月という選択肢もあるかと思いますが、業務が必ずしも3月にはちょうど年度がわりでちょうど切れ目がいいという形でもありませんで、税務課とか特に6月までは忙しい時期というところもありますので、3月については一部の係等にとどめておきまして、そして今回の6月議会に大規模な部分については諮らせていただいているところがございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 一般質問でもいたしておりますので、そのときに討論させていただきたいと思います。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

---

**日程第10、議案第37号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（長野 正明） 日程第10、議案第37号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良主幹。

〔総務課主幹朗読〕

.....

議案第37号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第37号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由、内容について説明をさせていただきます。

先ほど朗読がございましたように、このたび大刀洗中学校のほうで文部科学省の指定を受けま

してコミュニティースクールの指定を受けております。これに基づきまして学校運営協議会を設置しますので、その中の委員についての費用弁償を支給するについて条例で定める必要があるために、今回提出させていただいております。

中身については、新旧対照表のほうで説明させていただきたいと思います。表自体を入れかえておりますので、全部変わったようにちょっと間違えられてはいけませんので、今回改正したのは9ページのところの、9ページのところをおはぐりいただきたいと思います。9ページの上から9行目、9行目のところに学校運営協議会委員、予算で定めた額というふうに今回追加するものでございます。

後は表につきましては、今回ちょっと整理をさせていただきまして、新しいほうのように並べかえをさせていただいているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 予算で定めた額ということは、この運営協議会の委員の中に識見者のような方が入られて、そういう方には何か特別な費用が支給されるということでしょうか、一律でしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦学校教育課長。

○学校教育課長（大浦 克司） 花等議員さんの御質問にお答えいたします。

これは後ほど補正予算のほうにもちょっと計上させていただいております。コミュニティースクールの学校運営委員会の委員の報酬につきまして、まず予算で定めた額と言いますのは、今回学校運営協議会の委員さんは15名を任命しております。その方たちの中には地域の方であったり、それぞれの有識者、そして保護者代表、そして地域代表と教職員を含むわけでございます。それは委員で行うもので、予算としては3,000円を計上させていただいております。そして別に、顧問として大学の教授を1人当てております。これは毎回その会議に出ていただくわけじゃなくて、今回は2回ほど予定しているわけですが、この方につきましては、この表の一番最後にありますその他の委員、識見を有する者の中に含ませていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 今回の学校運営協議会委員の設置に伴って、先般の全員協議会の説明の中で学校評議委員会、これについてはなくなるというふうに聞いておったと思うんですが、これについてはここに変更ないようですが、そこらあたりはどんなでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦学校教育課長。



○学校教育課長（大浦 克司） 安丸議員さんの御質問にお答えいたします。

学校評議員につきましては、24年度まで小中学校、1中4小学校に評議員があります。それで今回は中学校をコミュニティースクールに指定した関係で、中学校に学校評議員がなくなり、小学校には4月1日から委嘱をしております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 前後しました。先ほどの大浦課長の説明によりますと、学校運営評議員の方は一律に3,000円ということは、この条例では5,000円ということだと思うんですが、そして大学教授であるとか識見者に対しては、その他の委員を適用するということであれば、予算で定めた額じゃなくて5,000円という表記でもよろしかったのではないのでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦学校教育課長。

○学校教育課長（大浦 克司） 花等議員さんの御質問にお答えいたします。

学校運営協議会委員の報酬につきましては、今回6月の補正予算に上げておりますのは、お1人3,000円、1回3,000円ということで計上させていただいているところでございます。確かに金額を定めればよろしかったのかもしれませんが、それぞれ今までの流れもございまして、学校関係のほうは予算で定めた額ということもございまして、一度定めてしまうと次回、またそういう改正を行う場合のことも考えまして、とりあえず予算で定めた額というふうにさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時27分

.....

再開 午前10時40分

○議長（長野 正明） それでは、再開いたします。

先ほどの議案第36号の大刀洗町課設置条例の一部の改正について、佐藤副町長より説明があるそうですので、まず説明を求めます。佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 先ほど花等議員から御質問あったこと、ちょっと補足させていただきますので失礼いたします。

なぜ7月に機構改革、3月ではなく7月なのかということですが、先ほど申しました業務の繁忙ということがもちろんございます。特に今回は子ども課という全国でもまれな取り組みということで考えさせていただいておりましたので、教育委員会については3月年度末から年度初めというのは繁忙な時期ということで、やはりここに機構改革を持ってくるっていうことは無理があるだろうと。

そして、機構改革をしますと、当然のことながら座席配置ということも伴ってきますので、先ほど申しました税務課のほうで4月、5月、6月というのは業務繁忙の時期で、なかなかそういった対応が難しかりょうというところもございます。

それと、そもそも子ども課、3月に機構改革をそれでもやるという案は確かにあったのはあったのですが、子ども課の案が出まして長野県に視察に行ったのが2月26日でございます。かなり珍しい取り組みですので、内部的にもやるべきかやらざるべきかという議論が結構ありましたので、やはりこれを早計で3月に行うということはちょっと無理があるんじゃないかということで、もう少し熟考した上で必要があれば7月にやるというふうな判断に至ったところでございます。

以上、補足で説明させていただきます。

○議長（長野 正明） それでは、一般質問のほうでも花等議員が出してありますので、後はその中で議論いただきたいと思えます。

----- . ----- . -----  
日程第11. 議案第38号 大刀洗町ネットワーク統合及び端末機器更新契約の締結について

○議長（長野 正明） 日程第11、議案第38号大刀洗町ネットワーク統合及び端末機器更新契約の締結についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良主幹。

〔総務課主幹朗読〕

.....  
議案第38号 大刀洗町ネットワーク統合及び端末機器更新契約の締結について  
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第38号大刀洗町ネットワーク統合及び端末機器更新契約の締結について、提案理由及び内容を説明いたします。

提案理由でございますけれども、先ほど朗読がありましたように、大刀洗町ネットワーク統合及び端末機器更新につきましては、ネットワンシステムズ株式会社が4,609万5,000円で

落札をしたところでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により落札業者との売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容については、まず議案書の次のページのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、これにつきましては4月25日に入札指名委員会を開催をいたしております。そこに書いておりますとおり株式会社大塚商事以下一番下の富士ゼロックス福岡株式会社の9社を指名いたしました。事前に5社が辞退されましたので4社で5月30日に入札を行ったところでございます。

今回5社の辞退の理由でございますけれども、サーバー機器等の保守体制において24時間360日の対応が難しいというのが1社と、それからパソコンの使用要求仕様書を満たす調達が難しいというのが3社、それから導入時における作業要員の確保が難しいのが1社ありまして5社が辞退されたわけでございます。

内容について説明をさせていただきますので、カラーのA3の配線図があるかと思っておりますので、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。今回はネットワークの構築でございますけれども、機器等につきましては、ここに四角の色がついている部分についてはもう既に取得している部分でございますので、今回購入しますのは四角い白枠で上げているところが機器としては購入するものとなります。

それから、配線の緑色の、青色で配線をしておりますけれども、これにつきましては一部使用できるものは使用をするというふうになっております。

それから、下のほうの後ほかの学校関係と校区センターにつきましては、現在大刀洗中学校、大堰小学校と本郷小学校のほうは光通信では結ばれておりませんので、こちらのほうも整備するものとなっております。

後、機器の内容についてでございますけれども、次の1ページ目に、各課のそれぞれの導入する機器等についてを載せております。今回はピンク色で示しているところに、ここにデスクトップのパソコンが121台を購入する予定になっております。それからタブレットパソコンが15台、それと各係のほうに置くプリンターが17台、それと健康福祉課のところと産業課と建設課の間にあるコピー用の専用機器をそれぞれ1台ずつということで、これを更新することにいたしております。今回につきましては購入ということで、5年7カ月の保守料も含んだところの金額となっております。

以上で説明を終わらせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 入札指名のところで参考までにちょっとお尋ねします。9社が指

名されておりますが、指名回数はゼロですね。だから当然落札回数もゼロと思います。その中で、今までも本町におきましてもいろいろ電算関係、いろいろやられておられるメーカーもあるかと思いますが、そこは全然入ってないのか。私がちょっとこう——ちょっと見識違いで尋ねるのかもしれませんが、そこら辺ちょっと。要するに何を言いたいのかというのは、指名回数全くゼロちゆうことは、全部新しい会社、今までは全然関係のなかった人はもう全然入れなかったのか、それとそこら辺の組み合わせがちょっと教えていただきたい。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 山内議員の御質問にお答えしますけれども、一応ゼロ回ということで上げておりますけれども、学校のICTを前回入札指名させていただいたのが、ちょっとはっきりは覚えておりませんが、大塚商会とNECネットエスアイと、この2つは多分指名をしたんじゃないかという記憶がございますけれども、ゼロ回ということについてはちょっと私のほうも正確な数字はわかりませんが、そういう記憶だけちょっとあります、はい。

○議長（長野 正明） 11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） この指名回数を書くのは、これは公表するときでも誰が眺めても何回ありましたよと、この会社は何回、何回、そのうち落札がということで、この表はあるわけなんです。ですからやっぱ、町と過去指名があったとかいうのは、やはりこれに参酌しておくほうがいいんじゃないかなというようなことで、お尋ねしたわけでございます。よろしゅうございましょうか。

○議長（長野 正明） 平田財政係長。

○財政係長（平田 栄一） 山内議員の御質問にお答えしますけれども、この指名入札表につきましての指名回数並びに落札回数につきましては、その年度内における指名回数並びに落札回数でございますので、今までの歴代というか通算での回数ではございませんで、あくまでも年度内での指名回数並びに落札回数を表示してありますので、この電算関係につきましては今回の初めての指名という方でございますので、当然ゼロ回という形の表示にさせていただいている次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 町のほうがそうであったら、それでよろしいです。私の今までの認識は、やはり過去何年かのそれが結局は基本になるわけなんです、ベースに。その指名回数が過去のうちでずっと5回あったとかでやってる、町もそういうこと。ただ基本的には、やっぱりゼロが多くなるんですね。そういうことで終わります。

○議長（長野 正明） ほかにありませんか。7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 保守契約の関係でお尋ねします。先ほどの説明の中で保守契約も5年7カ月を含むという説明だったかと思うんですが、これについては瑕疵担保期間の15カ月を除いたトータル7年という中での要はメーカー側が見るのが5年7カ月という意味合いでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） ただいまの御質問でございますけれども、基本的には大体5年というふうには伺っておりますけれども、9月から導入しますので、7カ月は導入したところが見させていただくということで、5年7カ月は補修いたしますと聞いております。

○議長（長野 正明） 7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） わかりました。導入から5年7カ月ですけども当然瑕疵担保期間を含んだ、一般的に言うメーカーの保証期間を含んだ保守契約という仕様書になっているわけですね。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 基本的にはそのように理解しております。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） じゃ、これで1日目の質疑を終わります。

---

### 日程第12. 議案第39号 町道路線の認定について

○議長（長野 正明） 日程第12、議案第39号町道路線の認定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良主幹。

[総務課主幹朗読]

.....  
議案第39号 町道路線の認定について  
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 議案第39号町道路線の認定について御説明いたします。

議案第39号の議案書の3ページの地図をごらんください。

まず、この場所は高樋地区の大刀洗川の野間橋の北側の土地開発区域でございます。名称は大刀洗町西部開発事業の第1工区として面積4ヘクタールの開発に伴い事前に町と開発業者のほうで道路協議を行いました。平成24年5月より着工しまして、平成25年5月末に工事は終了しております。車道幅員7メートル、歩道幅員3メートルの計道路幅員10メートルの道路が完成

しております。総延長は495メートルの道路が開発区域の、地図で言いますと緑色でお示ししているL型の線形をした道路として完成をしております。

この開発行為により整備された道路を町に帰属するために、町としては新規に町道336号高樋14号線として認定することを提案させていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

---

### 日程第13. 議案第40号 町道路線の変更について

○議長（長野 正明） 日程第13、議案第40号町道路線の変更についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良主幹。

[総務課主幹朗読]

.....  
議案第40号 町道路線の変更について  
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 議案第40号町道路線の変更について御説明いたします。

議案第40号の議案書の3ページの地図をごらんください。場所は前議案と同じく高樋地区の大刀洗川の野間橋の北側の土地開発区域でございます。

まず、町道121号線について御説明いたします。緑色で表示しています既存の町道121号線高樋小郡線についてです。道路の起点、終点の変更はありませんが、青色点線の幅員10メートルの新設道路が整備されましたので、赤色点線の既存町道部分を青色点線の新設道路の一部として敷地の交換を行いましたので、青色点線の新設道路の一部を重複するよう路線の変更を行ったため、町道路線の変更として提案をさせていただきました。

次の町道1356号線について御説明いたします。緑色で表示をしています既存の町道1356号北鶴木野間線についてです。道路の起点の変更はありませんが、青色点線の幅員10メートルの新設道路が整備されましたので、赤色点線の既存町道部分の終点部分を青色点線の新設道路の一部として敷地の交換を行ったため、終点の変更が発生しました。これにより町道路線の終点と道路延長が変更されましたので提案をさせていただきます。

ちなみに道路延長につきましては、657.5メートルから602メートルに変更されております。

以上で町道路線の変更について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） ちょっとお尋ねをしますけれども、今3ページの町道121号と結局前回の336号かな、その重複区間があるですね。このところの路線に変更後の重複区間、これについてはここに2本道路ができるちゅうな解釈ですかね。そこについてちょっと説明をお願いしたい。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 黒木議員の御質問にお答えします。

議員の御指摘のとおり、この部分につきましては新設道路の町道336号線と既設道路の町道121号線高樋小郡線が、2路線が重複しているという形に変更されます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。——はい。ほかにご覧ませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

---

#### 日程第14. 議案第42号 平成25年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（長野 正明） 日程第14、議案第42号平成25年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良主幹。

[総務課主幹朗読]

.....  
議案第42号 平成25年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について  
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。久次企画財政課長。

○企画財政課長（久次 桂二） 企画財政課長の久次でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第42号平成25年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の提案理由及び内容の説明を申し上げます。

先ほど朗読がございましたように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,519万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億7,358万8,000円とするものでございます。

今回の主な補正でございますけれども、先ほど町長の挨拶にもありましたように、庁舎耐震改修工事健康管理センターの改修工事並びに菊池小学校給食棟ほかの改修工事、それからドリーム

センター屋根外壁改修工事等の予算を計上しております。

それでは、歳出の内容から御説明いたしますので、議案書の9ページのほうお開きください。

まず、1款議会費1項議会費1目議会費でございます。補正額86万5,000円、これは旅費といたしまして建設経済委員会におきまして東日本大震災の視察分として2泊3日の予算を7名分で計上しているものでございます。

次に、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費でございます。これは財源の組み替えでございます。

続きまして、同じく19目庁舎耐震改修事業費でございます。補正額といたしまして3億2,408万4,000円を計上いたしております。これは目の追加でございます。庁舎の耐震診断の結果を受けまして耐震補強工事を実施するとともに、エレベーターの設置あるいは照明・空調設備等の老朽化に伴う入れかえ、トイレの改修並びに太陽光発電設備等の設置を行うものでございます。

内訳といたしましては、12節役務費として建築確認申請及びエレベーターの設置申請等にかかります手数料として7万8,000円を。

それから、13節委託料といたしまして工事監理業務委託料の582万8,000円、15節工事請負費といたしまして工事費3億1,817万8,000円を計上いたしております。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、補正額といたしまして206万2,000円を計上いたしております。これは退職手当組合負担金でございます。大刀洗診療所は本年から嶋田病院のほうに指定管理を委託しておりますけれども、大刀洗診療所に現在2名の職員を派遣をいたしております。この分の退職手当組合の負担金でございますが、当初は嶋田病院指定管理者のほうで措置していただくようにしておりましたが、その後町の職員でございますから、やはり町の予算として措置するのが本筋ということで、今回計上したものでございます。

続きまして、9目介護予防事業費でございます。12万円を補正額として計上いたしております。内容といたしましては、これは昨年より実施しております水中健康講座講師謝金として12万を計上するものでございます。昨年度の事業におきましては、日赤のほうでインストラクターにかかる予算を措置していただいておりますけれども、平成25年度につきましては日赤が使える補助事業がないということで、インストラクターにかかる費用分を町で負担していただきたいということでございましたので、今回5,000円掛ける2人の12回ということで計上をいたしております。

次に、10ページをお開きください。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。補正額として870万を計上いたしております。これは保育士の人材確保のための1年限りの事業として県を通して事業を実施するもので、10分の10が県の補助金で賄うものでござ



います。それぞれ保育園のほうに4月時点の状況を加味しまして、補助金の額を算出して計上をいたしております。この補助金の支払いに関しましては、給与で保育士さんのほうに支払うのではなく一時金として支払うということでございます。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費8目健康管理センター管理費でございます。補正額といたしまして1,680万を計上いたしております。これは健康管理センターの2階が畳の和室となっておりますけれども、老朽化により畳が傷みがひどく、またさまざまな利用において使い勝手が悪い面がございますので、今回の老朽化にあわせましてフロアをフラット化いたしまして、いろいろな面で使い勝手の改善を図るものでございます。

内訳といたしましては、13節委託料といたしまして、工事の設計監理委託料として150万、15節の工事請負費といたしまして1,500万、そのほか備品購入費といたしまして椅子ですとかテーブル等の備品に30万を計上いたしております。

続きまして、9目診療諸費でございます。こちらは財源の組み替えとなっております。

続きまして、5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費でございます。補正額といたしまして80万4,000円を計上いたしております。これは19節の退職手当組合負担金でございますが、当初予算に計上漏れをいたしたものでございます。

続きまして、15目農業農村整備費でございます。こちらも財源組み替えでございます。

続きまして、16目農村環境整備費でございます。補正額として200万を計上いたしております。この内容につきましては、当初予算のほうで西栄田地区の水路改修工事を計上いたしておりますけれども、地元からの要望でその隣接する町道に離合帯を設けていただきたいというふうな御要望がありまして、追加をいたしておるところでございます。財源につきましては10分の4の県費の補助がございます。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと思います。6款商工費1項商工費5目雇用対策費でございます。補正額として808万円を計上いたしております。これは国の平成24年度の補正予算に伴うものでありまして、企業の成長を支援して雇用の受け皿拡大を図るものを目的としております。内訳といたしましては、旅費の有識者会議費用弁償でございます。3,000円の6人分を計上いたしております。

次に、13節の委託料でございます。これはこの事業を申請していただいて採択された企業に対して、事業の委託ということでお支払いをするものでございます。

それから、先ほど御説明いたしました旅費でございますけれども、これは有識者会議の方の費用弁償でございますが、これは申請された企業の申請の内容を有識者の方々に審査いただき委託者を決定するものでございます。

続きまして、7款土木費2項道路橋梁費3目社会資本整備総合交付金事業でございます。これ

は財源の組み替えでございます。

続きまして、7款土木費5項住宅費1目住宅管理費でございます。補正額といたしまして200万円を計上いたしております。これは家賃を滞納してある方に対する訴訟の弁護士謝礼並びに強制執行に対します裁判所への実費の支払い分でございます。報償費並びに役務費、それぞれ1件50万の2件を予定しているところでございます。

続きまして、8款消防費1項消防費2目非常備消防費でございます。100万円を補正額として計上いたしております。こちらのほうは公有財産の購入費ということで、本郷浄蓮寺の東のほうにあります橋本記念テニスコートの南側の防火水槽の敷地の分につきまして購入するものでございます。

続きまして、9款教育費1項教育総務費3目特別支援教育総合推進事業費でございます。この事業につきましては補正額としてマイナスの171万1,000円を計上いたしておりますが、この内容につきましては次のページの12ページのほうに掲載をしています早期からの教育相談支援体制構築事業費ということで、県の採択を受けたことによりまして重複する事業をこの3目であります特別支援教育総合推進事業の中から差し引いております。

内訳としては、報酬費の10万6,000円、報償費の150万、それから旅費の9万、需用費の1万5,000円を減額をいたしております。

次に、同じく5目早期からの教育相談支援体制構築事業でございます。こちらは目の新設でございます。県の採択を受けまして事業予算を計上するものでございます。補正額といたしまして280万1,000円を計上いたしております。全額県の補助で賄うものでございます。内訳といたしましては、報償費が154万8,000円でございます。主な内容は早期支援コーディネーターの学校派遣報酬及び同じく発達相談派遣報酬等に支出するものでございます。

引き続きまして、賃金9万円、これはデータを入力するために臨時職員を雇用するものでございます。

それから、8節報償費でございます。30万を計上いたしております。講演会などを10回を予定しております。

続きまして、9節旅費でございます。36万2,000円を計上いたしております。主なものといたしましては早期支援コーディネーターの学校派遣の旅費及び同じく発達障害相談派遣の旅費等でございます。後、そのほか最後のところがございます先進地視察旅費といたしまして24万円を計上いたしております。北海道の美瑛町を予定をしておるところでございます。

続きまして、11節需用費でございます。33万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、印刷費の20万円と消耗費の13万円等でございます。

それから、18節の備品購入費でございますけれども、こちらにつきましては参考図書の購入

ということで15万円並びにファイルボックスですね。そういったものを計上いたしております。

続きまして、9款教育費2項小学校費7目小学校改築費でございます。補正額といたしまして2,594万3,000円を計上いたしております。こちらにつきましては菊池小学校の給食棟及び北東便所改修工事ということで、建設から既に30年が経過しており老朽化に伴って行うものでございます。委託料といたしまして工事管理業務の委託料として142万4,000円、15節の工事請負費といたしまして2,451万9,000円を計上しているところでございます。主な工事箇所といたしましては外壁のクラックへの対応及び屋根の防水等でございます。

続きまして、9款教育費3項中学校費4目外国青年招致事業でございます。補正額として7万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、これまでALTとして御尽力いただいた方の帰国の分でございますが、帰国の旅費が不足しているということで6万3,000円を計上いたしております。それから、ALTの交代ということでございますのでハウスクリーニングを実施するようにしております。これが1万5,000円でございます。

続きまして、5目中学校改築費でございます。これにつきましては財源の組み替えでございます。

続きまして、6目コミュニティースクール推進事業でございます。こちらも新たに目を追加したものでございます。補正額といたしまして25万1,000円を計上いたしております。これも県の採択によるものでございまして、10分の10の県の補助でございます。報酬といたしまして、学校運営協議会委員報酬といたしまして15万9,000円でございます。それから旅費といたしまして6,000円、需用費といたしまして8万6,000円を計上いたしております。

それから、15ページのほうでございます。9款教育費5項社会教育費7目ドリームセンター費でございます。補正額といたしまして6,131万4,000円を計上いたしております。こちらのほうは屋根外壁等の老朽化が進んでいるということで緊急を要するものでございます。建築から既に20年が経過をしているものでございます。

内訳といたしましては、13節委託料、工事587万7,000円を計上いたしております。内訳といたしまして実施設計業務委託料として350万円、工事監理業務委託料といたしまして237万7,000円でございます。15節工事請負費といたしまして5,543万7,000円を計上いたしております。

補足でございますけれど、先ほどの小学校の改築事業並びにドリームセンターの改修、それから先ほど出ました健康管理センターの改修工事費につきましては、国の元気臨時交付金を一部の財源として充当するようにいたしております。

以上が歳出となります。

続きまして、歳入の説明をいたします。7ページをお開きください。

まず、12款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料でございます。補正額としてマイナス30万円を計上いたしております。こちらは当初携帯電話のアンテナを役場の庁舎に設置するというので、その使用料ということで30万円を見込んでおりましたけれども、庁舎の耐震工事等があります関係で事業者のほうが見送ったものによることでございます。

続きまして、13款国庫支出金2項国庫補助金6目総務費国庫補助金でございます。こちらは地域の元気臨時交付金として、これは国の平成24年度の補正予算に伴う地方負担分に対するものでございます。地方負担分として5,449万円を見込んでおりました、これの8割が交付金として交付されるということで4,352万9,000円を見込んでおるところでございます。

続きまして、14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金でございます。補正額として2,484万3,000円を計上いたしております。こちらのほうは庁舎の耐震改修にあわせまして再生可能エネルギーの推進の一環といたしまして太陽光パネルを設置して発電を行う設備の導入を予定しております。この事業に対して県の補助であります県の補助を見込みまして2分の1の計上をいたしておるところでございます。

続きまして、同じく2項民生費県補助金でございます。補正額といたしまして810万円を計上いたしております。こちらは先ほど歳出のほうにございましたとおり保育士の人材確保等に伴うものございまして、10分の10を県の補助金のほうからいただくものでございます。

続きまして、同じく4目農林水産業費県補助金でございます。補正額といたしまして80万円を計上いたしております。こちらも歳出のほうで御説明しましたとおり、西栄田地区の水路の改修工事にあわせて離合帯を設ける事業を、県の事業を採用して行うということで10分の4を措置するものでございます。

続きまして、5目商工費県補助金でございます。補正額として808万円を計上いたしております。こちら先ほど歳出のほうで御説明いたしました企業支援型地域雇用創造事業へ充当するものでございます。10分の10の補助でございます。

続きまして、14款県支出金3項委託金5目教育費委託金でございます。こちらは304万7,000円を計上いたしております。こちらのほうも先ほど歳出のほうで御説明いたしました早期からの教育相談支援体制構築事業にかかるもので、10分の10の279万7,000円でございます。また、コミュニティースクール推進事業分といたしまして10分の10の25万円を計上いたすものでございます。

続きまして、15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入でございます。こちらにつきましては33万円を補正額として計上いたしております。こちらは大刀洗診療所の医師宅を現在調剤薬局として貸し出してあります。この収入として月額3万円の5月からの11月分を計上いたしておるところでございます。

次に、8ページをお開きください。17款繰入金2項基金繰入金1項基金繰入金でございます。補正額といたしまして9,930万円を計上いたしております。

まず、公共設備基金繰入金のほうでございます。こちらは庁舎並びにドリームセンター、健康管理センターの改築費として8,410万円を計上いたしております。

次に、2節といたしまして教育施設整備基金の繰り入れでございます。こちらは菊池小学校の改修工事として1,520万円を基金のほうからということで措置するものでございます。

続きまして、18款繰越金1項繰越金1目繰越金でございます。補正額といたしまして129万9,000円を計上いたしております。これは前年度からの繰越金を繰り入れるものでございます。

続きまして、20款町債1項町債3目農業水産業債でございます。補正額としてマイナス40万を計上いたしております。こちらにつきましては両筑平野用水2期工事の負担金の平成24年以前の分の額の確定に伴うものでございます。

続きまして、4目土木債でございます。こちらは補正額といたしまして220万を計上いたしております。こちらにつきましては国の補助金の減額に伴う措置として計上しておるところでございます。

続きまして、5目消防債でございます。補正額といたしまして450万円を計上いたしております。こちらにつきましては説明のところに記載をしておりますとおり、当初予算におきましては防災対策事業債を予定しておりましたが、その後率ののよい緊急防災・減災事業債というものが出てきましたので、こちらのほうに事業を切りかえるものでございます。この事業につきましては第4分団の消防ポンプ自動車の購入に充てるものでございます。

続きまして、6目教育債でございます。補正額として10万円のマイナスを計上いたしております。こちらは当初予算に計上しております学校教育関係、中学校関係の事業の内訳を精査したことによるところでございます。

続きまして、7目総務債でございます。こちらにつきましては補正額といたしまして2億5,990万円を計上いたしております。内訳といたしましては、緊急防災・減災事業といたしまして庁舎の耐震補強に伴います分でございます。5,770万でございます。

次に、地域活性化事業債でございます。こちらは同じく庁舎の耐震改修にあわせましたエレベーターの設置及び老朽化しております照明、空調設備の入れかえ並びに自然エネルギーを活用します太陽光パネルの設置に充てるものでございまして1億2,820万円を計上いたしております。

それから、一般事業債といたしまして、庁舎のその他の改修分でありますトイレの改修、そういったところの分として7,400万円を計上いたしておるところでございます。

以上が歳入の説明でございます。

続きまして、3ページのほうをお開きください。第2表地方債補正についてでございます。

まず、1番目の追加にかかわるものでございます。起債の目的でございますが、緊急防災・減災事業といたしまして消防ポンプ車の購入として限度額を1,800万円とするものでございます。同じく緊急防災・減災事業といたしまして庁舎耐震補強といたしまして5,770万円でございます。地域活性化事業で庁舎大規模改修といたしまして1億2,820万円でございます。一般事業といたしまして庁舎、その他の改修ということで7,400万円をそれぞれ限度額として追加をするものでございます。

続きまして、変更分でございます。起債の目的であります公共事業債等ということで両筑平野用水2期事業費負担金でございます。補正前の額が1億9,890万円を1億9,850万円の40万円の減額と変更するところでございます。同じく公共事業等債の社会資本整備総合交付金事業でございます。補正前が1,500万でございます。これに対し補正後1,720万円の220万円の増額といたしております。学校教育施設等整備事業といたしまして中学校屋内運動場大規模改修の補正前が5,080万円を補正後5,070万円の10万円の減額としているところでございます。

続きまして、4ページのほうでございます。廃止の分でございます。こちらも歳入のほうで御説明いたしましたが、災害対策事業として消防ポンプ自動車の購入を予定をしておりました。限度額1,350万円を廃止するものでございます。

以上で提案理由並びに一般会計の第1号補正予算の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 10ページの児童福祉総務費です、補正額が870万ですね。各保育園いろいろ出ておりますけれども、人材を確保するというんで結局保育士を雇うというようなことですが、そこらのこと具体的にもう少し説明をお願いしたいと思います。

それと後1点は、11ページの結局雇用対策の中で、委託料の806万2,000円、企業に委託する場合ですけれども有識者の方々がどのような企業にどのような関係で雇用を雇った人にやるものか、会社にやるものか、具体的にもう少し詳細に説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） それでは、ただいまの議員の質問にお答えいたします。

まず、10ページのほうの19負担金補助及び交付金の870万保育士処遇改善臨時特例事業補助金でございます。まず、この補助金は、待機児童の早期解消のため保育所の整備等によって

量的拡大を国のほうで図ってあるわけですが、保育の担い手である保育士の確保が課題となっておりますので、保育士の処遇改善を行うのを目的として補助するものであります。

それで、これにつきましては都道府県の安心こども基金に国から交付されまして、県のほうが各市町村に交付した上で市町村から各保育所に交付をするという形になっております。

内容といたしましては、保育士の処遇改善のための保育所運営費の民間施設給与等改善費というのが、もともと保育所の補助金の中にありますけれども、この部分について上乗せをして、保育士の賃金の改善を図るというものでございます。

それで、これは100%補助なんですけれども、歳出と歳入に少し開きがありますのは、それぞれの保育所から申請をいただいて支出するわけですが、4月時点と10月時点、2回の部分について算定を行いますので、金額の変動が出てきますので、見込みとして歳出のほうを870万計上させていただいているところです。

それで、支払いにつきましては、それぞれの保育所の事情でされますけれども、基本的には大体年度末に1回ぐらいの支払いをする予定のところが多いようでございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、ちょっと今の給料があるですね、いろいろ。保育士さんたちはちょっとある程度、今非常に賃金が安いというようなことであって、公立と私立には大分格差が来ております。そういうようなことで結局ある程度優遇しますよというような考えでいいとですかね。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） 今議員がおっしゃられましたように、この民間施設給与等改善費というのは、基本的には国公の施設と私立施設の給与賃金格差を是正するというものでございまして、もともと補助金の中にありますけど、今回は同じような計算方法の中の分を加算するというので、ただこれが職員の勤務年数によって加算の割合が変わりますので、それに基づき計算をして加算金を支払うというような事業になっております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） そういうことで、ことは単年のことし限りですよというようなことですね。はい、わかりました。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） それでは、黒木議員の質問にお答えいたします。起業支援型雇用創造事業有識者会議費用弁償というのは、下にあります委託、これは葬祭場の雇用、人件費等に充て

るようなことですが、10年以内の企業、10年以内に会社を興された企業に対しまして、そういったところに対しまして、雇用に関してこういった雇用対策の費用が出るというような、国の事業でございまして、この費用弁償というのは、この下の葬祭場の会社がこの事業にのるかというような検討会をしていただくための費用弁償でございます。そういうものでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） わかったようで、わからんような、例えばちゅうのは町内では、商工会と打ち合わせて、どういう企業が来ておるかわかりますので、そこらについての企業との打ち合わせは行ったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） 調査を行いました、あくまでも10年以内という、それ以降はこの事業にのりませんから、それとほかの担当課と申しますか、ほかのいろんな課にも紹介をいたしまして、こういうような事業はできないかということで調査した結果、葬祭場、これについて事業を行うということだったものですから、国のほうに手を上げて、この事業に取り組むようにしているものでございます。

○議長（長野 正明） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 葬祭場ちゅう言葉が出ましたが、10年以内の企業ちゅうと何カ所ぐらいあるですか、町内。ほとんど葬祭場ばかりですかね。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） そこまでは調査はいたしておりません。あくまでも基準がございまして、それに合うようなところということで、そういうことで調査いたしましたということですね。

○議長（長野 正明） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） しつこいようであれですが、例えばどういう企業かわかれば、ちょっとお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） どういう企業というのが、この事業に合うかということですか、それとも葬祭場のことですか。

○議長（長野 正明） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それに合う企業は何社ぐらいあるのでしょうかというようなことでご



ざいます。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） そこまで調査いたしておりません。10年以内の会社で手を上げるところということになりますから。

○議長（長野 正明） よろしいですか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 後でまた聞こう。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 済みません、関連で。これはふるさとが適用するということでの計上だと今理解したんですが、ちょっと上は審査旅費ですね。ということは、適合しないかもしれないということでしょうか。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） 極端に言えば、この有識者まだ決めておりませんが、数名の方をそういったこととお呼びしまして、この事業に合うかということを検討していただきたいというふうに思いますから、その意見の中でこれがだめということになれば、そういうふうになるというふうに思います。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） ここに、この企業の条件、10年以内の企業ということですけど、従業員が何人とか資本金が何人とか幾らとかという、そういう条件がこの事業にはあるんでしょうか。

直接県に、担当の部署に総務課のほうで聞きにいったら、とりあえずこの事業が合致するというようなことを受けてありますから、うちとしましては予算を組んでというふうなことでございます。

○議長（長野 正明） ほかに。9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） ページ7ですが、再生可能エネルギーということで先日説明受けましたが、大刀洗町の庁舎の上に太陽光発電をするということですが、県の補助をもらっているから売電はできないということでしたが、発電能力ですか、太陽光をはめた場合にどのぐらいの電気が町の庁舎の中で割合がどのぐらいになるかをちょっとお尋ねしたいのと。

ページ9の介護予防ということで水中健康講座ということがありますが、これは大体何名ぐらいの方が参加しておられるか。そして、どこであっているのかをちょっとお尋ねしたいと思います。この2点をお願いいたします。

○議長（長野 正明） 久次企画財政課長。

○企画財政課長（久次 桂二） 平田一成議員のまず1点目の太陽光発電がどれぐらい発電するの

かというふうなことの御質問でございますけれど、現在予定をしておりますのが33キロワットの発電の容量の太陽光パネルの設置を予定しております。これはあくまでもシミュレーションでございますけれども、年間の発電料が3万1,855キロワットを発電するというふうなシミュレーションの値が出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） 介護予防の件につきまして答弁いたします。この水中健康講座と言いますのは、プールで高齢者の方の足腰の訓練をするというか、そういうふうな事業でございます。昨年も行っておりまして、約10名程度の参加がっております。

それで、場所は日赤プールというところで、今回も予定としては同じところを予定しているところでございます。ただ今回が、前はインストラクター費用なしのプールの使用料だけでよかったんですけれども、先ほど説明がありましたように今回はインストラクター費用が必要ということで今回補正をさせていただいているところでございます。

○議長（長野 正明） 9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） 去年からということでございますが、結果的に効果はまだ見えてないんですか、見えてますか、どちらか。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） 参加された方は非常に効果があるということで、続けたいという方が多かったということですね。それで今回につきましては、また募集をして始めるということになると思います。

○議長（長野 正明） 9番、平田議員。

○議員（9番 平田 一成） 今の課長から説明があった年間3万1,855キロワットちゅうのは、町で使う量のどのぐらいになるか、わからなきやいいですけど、大体わかったら教えていただきたいと思いますが。

○議長（長野 正明） 久次企画財政課長。

○企画財政課長（久次 桂二） 平田一成議員の御質問にお答えいたします。

大刀洗町のこの庁舎が年間どれぐらい使用していて、今回の33キロワットの太陽光パネルを設置することによって、どれぐらいの割合を賄うことかという御質問でございますけれど、大変申しわけありませんけど、今年間の使用料のキロワット数をちょっと手元にお持ちしませんので、これ後でお調べしてわかるようであれば、お答えをさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議員（9番 平田 一成） はい。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） ごめんなさい。日赤のプールの件ですが、これ当初予算のときも申し上げたと思うんですけども、こういうことが組まれておりまして、当然これは呼び水といいますか、体質改善ですとか健康増進のための施策であると思うんですが。よかったという評判で続けたいという答弁はあるんですが、実際どれぐらいの人が継続なさっているかという追跡調査はあっているのでしょうか。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） ことしについては、また新たに募集しますので、そこまではやっておりません。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） これ継続することに意味があると思うんですね。3カ月間プールに行っただけでは、そのときはよかったけれども、後は元の木阿弥というケースが多くなります。そのための町費計上だろうと思います。そこら辺をしっかりと検証していかなければ、ただ使っただけ、やってるだけに終わるんじゃないかというふうに危惧しますので、今後はそこら辺、今あっております健康教室もそうでございます。大きな予算を使ってやっております。それはとてもいいことだと思うんですが、後の継続をどうしていくかというのが課題だと思います。そこら辺をしっかりと考えた上で、政策を打っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） 答弁はよろしいですか。

○議員（8番 花等 順子） はい。答弁ください。

○議長（長野 正明） 答弁は。

○議員（8番 花等 順子） お願いします。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） 議員の言われましたとおり、現在やっております健康運動教室等につきましても、現在今後、まず第1期生が4月、5月、6月までで終わりますので、中で今検討しているところでありますので、またプールについても効果等検証していきたいと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかに。10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 後5分ですね。いや、レディーファーストですからいいですよ。

私は御質問申し上げますのは、11ページ、8款の消防費なんですけど、非常備消防費、これは防火水槽ですね。もう一度ちょっと御説明いただきたいんですが、3,844万7,000円とい

うことになっておりますけど、これは場所はどちらとおっしゃりましたですかね。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 久次課長のほうが申しあげましたように、場所は浄蓮寺の東側の橋本記念コートがあると思いますけれども、これは実は24年度予算でも1回上程させていただいてましたけれども、本体のほうの買収が契約が整わなかったということで1回流れておりますので、改めまして手前のほうに防火用水を、ありますので、それを購入するための予算として計上させていただいております。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） その話でこれは現在容量は大体どのぐらいと、土地の取得も結構値段がかかったようですが。土地の面積はどのぐらいあったんでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田係長。

○財政係長（平田 栄一） 森田議員の御質問にお答えします。

面積としましては、48.51平米ということでお伺いしております。防火用水の容量につきましては、ちょっと私のほうではわかりませんので。どなたか。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 森田議員の御質問にお答えします。

容量につきましては、基本的に防火水槽は40トンとなっておりますので、40トンの容量がございます。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） すると、私もちょっと聞いとったんですけど、もう一つは石橋先生のお持ちになっている土地の部分もちょっと話が出とったんですが、これには入ってないんですね。この3,800万の予算の中には。あくまでも原田鮮魚店ですか、仕出し屋さんの横の土地だけですか。

○議長（長野 正明） 森田議員、ちょっと言いますけども、一応補正予算ですから補正の100万についての質問で、はい、これは当初予算で上がってる金額が3,700——はい。それは当初予算の中で審議はされたと思います。それで補正で上がった分についての内容についての質問をお願いしたいと思います。

○議員（10番 森田 勝典） ああ、そうですか。わかりました。確認しておこうと思ひまして、はい、ありがとうございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） すぐ終わります。ちょっと質問なんですけど、9ページの19目、安いにこしたことはないんですけど、その中の役務費で建築確認申請とそれから完了検査手数料とし

て2万5,000円、確認申請手数料30平米以下1万円、これは耐震改修のための確認申請だと思うんですが、1万円ちゅうのは余りにも安いんですが、これ内容的にどういうものかをちょっと教えていただきたいと思ひまして質問いたしました。

○議長（長野 正明） 平田財政係長。

○財政係長（平田 栄一） 山田議員の御質問にお答えします。

建築確認申請の30平米以下ということでございますけど、この1万円につきましてはエレベーターを新築する関係で、その庁舎の面積がふえるということでございますので、この30平米以下とエレベーターの増加分につきましてはの建築確認申請ということになります。

以上です。

○議員（5番 山田 英敏） わかりましたけれども、これそしたら耐震強度を増すための改修のための確認申請。これは要らないんですか、確認申請は。

○議長（長野 正明） どなたか。久次企画財政課長。

○企画財政課長（久次 桂二） 山田議員……

○議長（長野 正明） ちょっと音響のほうがですね。

ここでちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後0時05分

○議長（長野 正明） それでは、再開いたします。

久次企画財政課長。

○企画財政課長（久次 桂二） 山田議員の御質問にお答えいたします。

建築確認申請の関係で耐震改修をすることに伴う建築確認は必要ないかという御質問でございますけれども、建築確認申請につきましてはあくまでも増築した分についての建築確認の分ということで、耐震改修補強に関する建築確認申請の手数料は不要だということでございます。

以上で終わります。

○議長（長野 正明） 5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） そしたら、これ計算書とかかなり膨大な資料を提出せんといかんと思うんですが、その辺は全く計算なしで耐震補強できるんですかね。

○議長（長野 正明） 平田財政係長。

○財政係長（平田 栄一） その件につきましては、実施設計をする業者のほうに委託をしておりますので、そちらの今現在総企画設計のほうに委託しておりますので、そちらのほうから県土整備事務所のほうの申請のほうは行ってもらうようにしておりますので、町側からちょっと直接そ

ういう膨大なデータを出すことはございませんで、業者のほうに委託しております。

以上です。

○議長（長野 正明） 5番——手を挙げて、まず。5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） わかりました。だから、そしたらその件に関してまた費用がかなり要るんですね。その費用はもう既に予算計上されてましたかね、ちょっと済みません。

○議長（長野 正明） 平田財政係長。

○財政係長（平田 栄一） 実施設計につきましては、平成24年度予算に計上しております。

以上です。

○議長（長野 正明） 5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） はい、わかりました。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 最初に質問しなくちゃいけなかったかと思うんですが、今回役場の改修ですとかドリームセンターの改修、健康管理センターの改修、小学校の改修も含まれるかとは思いますが、大きな改修工事が計上されております。本来でありますと当初予算で上げるべき事柄だと思うんですが、それがこの6月議会の補正予算に上がったというには理由があるかと思えます。その理由をお聞きしたいと思えます。

○議長（長野 正明） 平田財政係長。

○財政係長（平田 栄一） 花等議員の御質問にお答えします。

当初予算としまして各部署のほうからドリームセンターなり菊池小学校の給食棟等の改修工事、ドリームセンター、健康管理センターの予算要求は上がっておりましたけれども、年度末にでしたけれども国ないし県のほうから、地域の元気臨時交付金があるということでございましたので、それを活用したいという方針でもございました。実際、額が大きい関係で、当初予算ではちょっとなかなか財源を賄うことが厳しいということでございましたので、地域の元気臨時交付金を活用して予算に計上するべきだろうというふうに財政当局のほうでは考えました。

それで、予算額が確定するのというか内示が出るのが、当初5月ぐらいたらろうということでございましたので、ですので、当初予算にはちょっと計上ができず、今回の6月補正のほうで計上させていただいたような次第になります。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 臨時交付金というのが、25年度に適用される臨時交付金を活用しての予算計上ということですか。

○議長（長野 正明） 平田財政係長。

○財政係長（平田 栄一） 花等議員の御質問にお答えします。

お見込みのとおりでございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山です。12時以降、時計が消えた後に質問するのは恐縮なんですけど、10ページでございます。保育士の処遇改善でございますが、先ほどの答弁では全保育園が一時金の支給ということでお聞きしております。

御承知のように保育の現場も、介護の現場も、一時的な改善じゃなくて向上的な改善を図らないと人材の確保がならないというので、その件は国に対して常に申し上げていかないとあらんとするんですが。

今回の交付金につきましては、全5つの保育園におきまして必ず現在の給与に上乘せして、これが今年度中に支払われるという点につきましては報告なりチェックといいますか、行政側の間違いなく支払われる、上乘せして支払われるというところについての担保というのは、どんなシステムがございましょうか。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） ただいまの平山議員の御質問についてお答えいたします。

この補助金につきましては、それぞれの保育所のほうから申請を上げていただきまして、それに基づきまして支払うという形になりますので、申請があったところについて払うということにはなりますけども、補助金の周知漏れがないように、そこのところはそれぞれ保育園に対して確認をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） あ、済みません、先ほどの課長の答弁にちょっと、これも補足させていただきますと思います。

私はこの交付金の関係で運営要領抜粋というものをいただいている部分の留意事項がございまして、その中の（4）のところ、「実施的報告を求め、実際に賃金改善に要した経費が交付額を下回る場合には、その差額の返還を命ずること」というふうな記載がありますので、システム上、平山議員の実際本人に渡らない場合はそういった返還を求めるといふところは担保されているというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 関連でございます。ここの今のところですね。平山議員の質問の中

で、海の星保育園が少人数にしてはとても大きな金額が上がっていると思うんですが、ということは、もともと海の星の職員さんの給料が低かったというふうに考えられるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） ただいまの花等議員の御質問にお答えいたします。

先ほども少し触れましたけれども、今回の補助金につきましては、民間施設給与等改善費というところで行いますので、施設の1人当たりの職員の勤続年数等も関係してきますので、一概に低いとかというのは言えないと思います。

それと補助金の加算のやり方が、パーセントごとに決められていきますので、やはりその施設ごとに少しずつ一律にならない部分というのは出てくると思います。ただ人数の割に少ないということであればやはり、もともと民間施設給与等改善費というのは比較されて出てくるということですので、そういうこともあるとは考えられます。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

----- . ----- . -----

○議長（長野 正明） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

散会 午後0時12分

-----